

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第86号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（公害防止等業務手当）</p> <p>第 8 条の 3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>（1） 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第 1 項の規定に基づいて行うばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、<u>特定工事</u>に係る<u>建築物</u>その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査</p> <p>（2）～（7） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（公害防止等業務手当）</p> <p>第 8 条の 3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>（1） 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第 1 項の規定に基づいて行うばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、<u>解体等工事</u>に係る<u>建築物等</u>その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査</p> <p>（2）～（7） [略]</p> <p>2 [略]</p>
2	<p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第 5 条の 3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 広域振興局保健福祉環境部に勤務し、生活保護法、児童福祉法、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務に従事する職員（第 1 号に掲げる職員を除く。）</p>	<p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第 5 条の 3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 広域振興局保健福祉環境部に勤務し、生活保護法、児童福祉法、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務に従事する職員（第 1 号に掲げる職員を除く。）</p>

2 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成26年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第 8 条の 3 第 1 項の規定は、平成26年 6 月 1 日から適用する。